

賃金等の変動に対する垂水市建設工事請負契約書第 25 条第 6 項
(インフレスライド条項) の運用について

1 適用対象工事

- (1) 垂水市建設工事請負契約書第 25 条第 6 項 (以下「インフレスライド条項」という。) の請求は、2 (3) に定める残工期が 2 (2) に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議 (以下「スライド協議」という。) を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 スライド協議の請求、協議開始及び請負代金額の変更額の通知について

- (1) 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面 (別紙様式第 1-1 号又は第 1-2 号) により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。
- (2) 発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から 7 日以内に受注者に書面 (別紙様式第 2 号) により通知する。
- (3) 発注者は、請負代金額の変更額について、協議開始の日から 14 日以内に受注者に書面 (別紙様式第 3-1 号、第 3-2 号又は第 3-3 号) により通知する。

4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額 (以下「スライド額」という。) は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S \text{ 増} = [P 2 - P 1 - (P 1 \times 1/100)]$$

この式において、S 増、P 1 及び P 2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S 増：増額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2：変動後 (基準日) の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率 (落札率)、 Z ：積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S \text{ 減} = [P 2 - P 1 + (P 1 \times 1/100)]$$

この式において、S減、P 1 及びP 2 は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減：減額スライド額

P 1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP 1に相当する額

($P = \Sigma (\alpha \times Z)$ 、 α ：請負比率（落札率）、 Z ：積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

5 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、本工事内訳表に対応して出来高確認を行うものとする。

(2) 基準日までに変更契約を行っていないが変更指示されている設計量についても基準日以降の残工事量についてはスライドの対象とすること。

(3) 現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。

- ・ 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
- ・ 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。
- ・ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

(4) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

6 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

7 全体スライド及び単品スライド条項の併用

(1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。

(2) 本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

年 月 日

垂水市長 尾脇 雅弥 殿

受注者 住 所
氏 名

印

垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更に
ついて（請求）

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、労務単価等の変
動により、垂水市建設工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を
請求します。

記

- | | | | | | | |
|---|---------------|---|---|---|---|----------|
| 1 | 工 事 名 | | | | | |
| 2 | 工 事 場 所 | | | | | |
| 3 | 請 負 代 金 額 | 金 | | | | 円（消費税込み） |
| 4 | 工 期 | | 年 | 月 | 日 | から |
| | | | 年 | 月 | 日 | まで |
| 5 | 希 望 基 準 日 | | 年 | 月 | 日 | |
| 6 | 変 更 請 求 概 算 額 | 金 | | | | 円（消費税込み） |
| 7 | 概算残工事請負代金額 | 金 | | | | 円（消費税込み） |

※概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形数量に相
当する請負代金額を控除した額

（参考） 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となつて
も差し支えありません。

第 号
年 月 日

受注者 殿

垂水市長 尾脇 雅弥 印

垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更に
ついて（請求）

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、労務単価等の変
動により、垂水市建設工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき請負代金額の変更を
請求します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請 負 代 金 額 金 円（消費税込み）
- 4 工 期 年 月 日 から
年 月 日 まで
- 5 希 望 基 準 日 年 月 日
- 6 変 更 請 求 概 算 額 金 円（消費税込み）
- 7 概算残工事請負代金額 金 円（消費税込み）

※概算残工事請負代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形数量に相当
する請負代金額を控除した額

（参考） 今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となつて
も差し支えありません。

第 号
年 月 日

受注者 殿

垂水市長 尾脇 雅弥 印

垂水市建設工事請負契約書第25条第8項に基づく協議開始日について（通知）

年 月 日付けで請求のあった請負代金額の変更の協議開始日を、垂水市建設工事請負契約書第25条第8項の規定に基づき通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額の変更の協議開始日 年 月 日

（参考） 請負代金額の変更の協議開始日は、受注者の意見を聴いて請求日から7日以内に設定します。

第 号
年 月 日

受注者 殿

垂水市長 尾脇 雅弥 印

垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更に
ついて（通知）

年 月 日付けで請求のあった垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に
基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり通知しま
す。

なお、本通知に基づく工事請負契約の変更については、別途協議します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 請負代金額の変更額 増（減）額 金 円（消費税込み）

（参考） 本様式は、垂水市建設工事請負契約書第25条第6項（インフライト条項）に基
づく請負代金額の変更契約を精算変更時点等に行う場合に通知するものです。

第 号
年 月 日

受注者 殿

垂水市長 尾脇 雅弥 印

垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更に
ついて（通知）

年 月 日付けで請求のあった垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に
基づく請負代金額の変更について、同条第7項の規定に基づき、下記のとおり通知しま
す。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請負代金額の変更適否 インフレスライド条項の適用が認められない
- 4 理 由 請負代金額の変更額が対象工事費の1%を越えないため

第 号
年 月 日

受注者 殿

垂水市長 尾脇 雅弥 印

垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について（通知）

年 月 日付けで請求のあった垂水市建設工事請負契約書第25条第6項に
基づく請負代金額の変更について、年 月 日付け第 号で通知したと
ころですが、清算変更の結果下記のとおり通知します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 請負代金額の変更適否 インフレスライド条項の適用が認められない
- 4 理 由 請負代金額の変更額が対象工事費の1%を越えないため